

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）</p> <p>12の 3 - 2 前記12の 2 - 18の規定は、法第12条の 3 第 1 項、<u>第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項</u>の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p> <p><u>（納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に係る取扱い）</u></p> <p>12の 3 - 3 <u>法第12条の 3 第 3 項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうち……当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」とは、例えば、関税関係法令の解釈に関し、輸入申告後に新たに法令の解釈が明確化されたため、その法令解釈と納税義務者の解釈とが異なることとなつた場合において、その納税義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき等をいうものとして取り扱う。ただし、法令の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づく事実は、これに当たらないので留意する。</u></p> <p><u>（注）法第12条の 3 第 5 項において準用する法第12条の 2 第 4 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由」（前記12の 2 - 17）があると認められる事実に基づく税額は、法第12条の 3 第 9 項の規定により同条第 2 項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第 3 項の「納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」として更に控除してはならないことに留意する。</u></p> <p>また、同条第 1 項において、輸入の時（特例申告にあっては、特例申告書の提出期限）までに当該申告がなかったことについて正当</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）</p> <p>12の 3 - 2 前記12の 2 - 18の規定は、法第12条の 3 第 1 項、<u>第 5 項及び第 6 項</u>の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課されないことに留意する。</u></p> <p><u>（法第12条の3第3項の規定による無申告加算税額の計算）</u></p> <p><u>12の3-4 法第12条の3第3項各号に掲げる税額は、同条第8項において読み替えて準用する法第12条第3項の「延滞税の額の計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、法第12条の3第3項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれについて、その税額の全額が1万円未満であるとき又はその税額に1万円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てて計算することに留意する。</u></p> <p><u>（期限後特例申告書の提出又は決定があった場合における法第12条の3第3項の規定の適用に関する留意事項）</u></p> <p><u>12の3-5 法第12条の3第1項第1号に該当する場合には、期限後特例申告又は決定前の税額は存在しないのであるから、その場合には、同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第3項の「申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</u></p> <p><u>（法第12条の3第4項の規定の適用に当たっての留意事項）</u></p> <p><u>12の3-6 法第12条の3第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る無申告加算税等（法第12条の3第4項第1号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。）第19条第2項《過少申告加算税等の特例》において読み替えて適用する国税通則法第66条第6項第1号《無申告加算税》）に規定する無申告加算税等をいう。以下この項</u></p>	<p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>において同じ。)を課されたことがあるときに限り、これらの号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当する。</p> <p>また、保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る特定無申告加算税等（法第12条の3第4項第2号及び輸徴法第19条第2項又は第4項において読み替えて適用する国税通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下この項において同じ。）を課されたことがあり、又は当該税目に係る特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに限り、これらの号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するものとする。</p> <p>(2) 法第12条の3第8項又は第12条の4第5項において読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、無申告加算税等の額が5,000円未満であるためこれを徴収しなかったときは、法第12条の3第4項第1号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しない。</p> <p>また、同条第8項又は法第12条の4第5項において読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、特定無申告加算税等の額が5,000円未満であるためこれを徴収しなかった、又は徴収しないときは、法第12条の3第4項第2号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当しないものとする。</p> <p>(3) 後記105の2-2に規定する一の調査の結果、複数の輸入貨物に係る関税について無申告加算税等をそれぞれ課すこととなる場合であっても、これらの無申告加算税等のうち後のものについて、法第12条の3第4項第1号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しないものとする。</p> <p>これに対して、後記105の2-2に規定する一の調査の結果、連続する3年以上の各年の輸入貨物に係る関税について特定無申告加算税等をそれぞれ課すこととなる場合には、これらの特定無申告加算税等のうち3年目以後の年のものについて、法第12条の3第4項第2号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>（期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い） <u>12の3-7</u> 前記12の2-19から12の2-22までの規定は、<u>法第12条の3第4項第2号及び第6項に規定する調査通知に係る取扱い並びに期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における同条第1項に規定する無申告加算税に係る取扱いについて準用する。</u></p> <p>（無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い） <u>12の3-8</u> 法第12条の3第9項に規定する累積納付税額には、同条第1項ただし書、<u>第6項及び第7項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第5項において準用する法第12条の2第4項の規定に基づき控除した税額は算入されない</u>ので、これに留意する。</p> <p>（削除）</p>	<p>（期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い） <u>12の3-3</u> 前記12の2-19から12の2-22までの規定は、<u>法第12条の3第5項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における同条第1項に規定する無申告加算税に係る取扱いに準用する。</u></p> <p>（無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い） <u>12の3-4</u> 法第12条の3第8項に規定する累積納付税額には、同条第1項ただし書、<u>第5項及び第6項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第4項で準用する法第12条の2第4項の規定に基づき控除した税額は算入されない</u>ので、これに留意する。</p> <p><u>（「無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるとき」の取扱い）</u> <u>12の3-5</u> 法第12条の3第3項に規定する「<u>無申告加算税等を課されたことがあるとき</u>」の判定にあつては、次の事項に留意する。 (1) <u>保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合に限り、「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当するものとする。</u> (2) <u>法第12条の3第7項の規定により読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、無申告加算税の額が5,000円未満である場合において、これを徴収しないときは、「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しないものとする。</u> (3) <u>後記105の2-2に規定する一の調査の結果、複数の輸入貨物に係る関税について無申告加算税又は重加算税をそれぞれ課すこととなる場合であっても、これらの無申告加算税又は重加算税の間では、「無</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重に係る用語の意義及び取扱い)</p> <p><u>12の4-3</u> (省略)</p> <p>(電磁的記録に係る重加算税の加重措置と法第12条の4第4項の重複適用)</p> <p><u>12の4-4</u> 法第12条の4第3項の規定の適用がある場合であっても、同条第4項の規定に該当するときは、重加算税の額を加算する取扱いの重複適用があることに留意する。</p> <p>(重加算税の額を加算する場合の取扱い)</p> <p><u>12の4-5</u> 前記12の3-6の規定は、法第12条の4第4項の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いについて準用する。</p> <p>第4章 保税地域</p> <p>第4節 保税工場</p> <p>(輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用)</p> <p>61の4-8 輸徴法第16条第1項又は第2項<u>《保税工場等において保税作</u></p>	<p><u>申告加算税等を課されたことがあるとき</u>に該当しないものとする。</p> <p>(重加算税の額を加算する場合の取扱い)</p> <p><u>12の4-3</u> 前記12の3-5の規定は、法第12条の4第3項又は第4項の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。</p> <p>(電磁的記録に係る重加算税の加重措置と法第12条の4第4項の重複適用)</p> <p><u>12の4-4</u> 法第12条の4第3項の規定の適用がある場合であっても、同条第4項の規定に該当するときは、重加算税の額を加算する取扱いの重複適用があることに留意する。</p> <p>(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重に係る用語の意義及び取扱い)</p> <p><u>12の4-5</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 保税地域</p> <p>第4節 保税工場</p> <p>(輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用)</p> <p>61の4-8 <u>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律</u>（昭和30年</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>業をする場合等の内国消費税の特例》に該当する貨物についての同条第 11 項の規定による記帳は、令第 50 条の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、<u>輸徴法第 16 条第 10 項</u>に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 10 項兼用」と併記させる。</p>	<p><u>法律第 37 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項</u>に該当する貨物についての同条第 11 項の規定による記帳は、令第 50 条の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、<u>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 16 条第 10 項</u>に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 10 項兼用」と併記させる。</p>